

令和5年9月12日

接種費用は
無料です

新型コロナウイルスワクチンのご案内

乳幼児追加接種（4回目接種）

生後6か月から4歳の乳幼児のお子様も新型コロナウイルスワクチンの追加接種ができるようになりました。接種を希望される場合は、以下の手順により、予約した上で接種を受けてください。

なお、接種を受けるよう努めなければならない「努力義務」規定は、基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方にのみ適用されています。接種券等はお送りしていますが、接種を強制するものではありません。

ワクチン接種の予約について

◆乳幼児の初回接種(1～3回目接種)を済ませた方で、3か月以上経過した方が対象です。

1回目または2回目までの接種の方は、3回目までの接種を済ませ、そこから3か月以上の間隔をおいて接種することが可能です。

◆乳幼児用(生後6か月～4歳用)のオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンの接種です。

12歳以上や小児(5～11歳)に使用するワクチンとは異なります。

接種希望日が5歳の誕生日の前日以降になる場合は、小児用ワクチンを接種することとなります。小児接種の4回目の予約をしてください。

(予防接種法では、誕生日の前日に年齢が上がることになっています。)

接種会場、日時の候補を決めて予約する(電話もしくはLINE)

予約受付は9月25日(月)からです。3回目接種日から3か月以上が経過した日以降に接種可能です。

別紙②「秩父郡市新型コロナウイルスワクチン接種会場」をご覧ください。予約する日から30日先までの接種日を予約できます。

【電話の場合】 ※かけ間違いにご注意ください。

①秩父郡市共通のコールセンターに電話をしてください。

☎ 050-2018-2795

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

②オペレーターに以下の事項を伝えてください。

- 住民票のある市町
- 宛名が記載された書類の右上にある「接種券番号」の下6桁
- 生年月日 ● 希望の接種会場、日時 ● 電話番号

予約時には
宛名が記載された書類を
手元に用意してください。
※接種日も使用します

自治体コード：113620

接種券番号：2100012345

【LINEの場合】 24時間対応

①右記のQRコードを読み取り「秩父市」を友だち追加します。 → → → → →

※QRコードが読み取れない方は、LINE IDで「@chichibu.city」を検索して、友だち追加してください。



②自動返信で届くメッセージに従い入力を進めてください。

③個人識別番号入力の際は、皆野町にお住まいの方は接種券番号の下6桁の最初に「3」をつけた7桁の番号を入力してください。

※LINE予約はスマートフォンをお使いください。タブレット等は使用しないでください。

※詳しい操作方法について町ホームページに手順を掲載しています。

* 基礎疾患がある方は、接種についてあらかじめかかりつけ医にご相談ください。

* 引越しなどで住所が変わった場合は予診票の再発行が必要になりますので、引越先の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

ワクチン接種当日に持参するもの

- ①「**予診票**」…事前に必ず記入をお願いします。
※接種当日に医師による「予診のみ」になって予診票を使用した場合は再発行が必要です。
- ②「**予防接種済証（臨時接種）**」…左上に宛名が書かれた書類です。
- ③**本人確認書類（健康保険証・マイナンバーカード等）**
※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご持参ください。
※万が一、副反応が起きた場合は健康保険証が必要となります。
- ④**母子健康手帳**…接種の証明は母子健康手帳に処理します。

①～④の4つを必ず持参してください。
【封筒の中身一式と本人確認書類をお持ちください】

接種当日は
肩の出しやすい
服装でお越しください



ワクチンについて

○**ワクチンの種類**:ファイザー社製のオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン
(乳幼児用)

○**接種回数**:1回

○**接種間隔**:3回目の接種日から3か月以上

・他の予防接種を受ける場合は、インフルエンザワクチン以外は原則として前後に13日以上の間隔をおいてください。

○**接種部位**:三角筋中央部または大腿筋外側部への筋肉内注射

※1歳未満は大腿筋外側部。

同封されているワクチンに関する説明書をよく読んでから接種してください。

【接種を受ける際の同意】

- 接種については予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種を受けてください。
- 受ける方の同意なく接種が行われることはありません。
- 周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

【その他】

- ワクチン接種後に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。
 - ワクチン接種による詐欺に注意してください。ワクチン接種に関してお金や個人情報を電話で求めることはありません。
- 出典:厚生労働省ホームページより

【その他の問い合わせ】

医学的知見が必要となる専門的な相談は埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口へお問い合わせください。
また、ワクチンの詳しい情報については厚生労働省のコールセンターやホームページをご利用ください。

<埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口>

☎ 0570-033-226 (24時間、土日・祝日も対応)

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

☎ 0120-761-770(フリーダイヤル) * 受付時間:9時00分~21時00分(土日・祝日も実施)

<新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口>

☎ 0120-565-653(フリーダイヤル) * 受付時間:9時00分~21時00分(土日・祝日も実施)

お問合せ先:皆野町役場 健康こども課

☎ :62-1288 FAX:62-2791